

保国発 0511 第 1 号
平成 29 年 5 月 11 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管部（局）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（公 印 省 略）

国民健康保険広域化等支援基金の解散について

国民健康保険広域化等支援基金については、「国民健康保険制度の財政基盤の強化について」（平成 13 年 12 月 18 日付け総務・財務・厚生労働三大臣合意）に基づき、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、都道府県において設けることとされたものである。

国民健康保険広域化等支援基金は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。）第 68 条の 3 及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条に基づく基金として、各都道府県の条例及び規則に基づき行われているところであるが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）の一部の施行（平成 30 年 4 月 1 日）により、国民健康保険広域化等支援基金は今後廃止を予定しているところである。

今般、基金事業終了による基金の解散及びその残余额の国庫返還に係る手続きについては、以下のとおりとすることとしたので、遺漏のないようご対応願いたい。

記

1. 基金返還の取扱いについて

- (1) 平成 16 年度国民健康保険広域化等支援事業費等補助金交付要綱（平成 16 年 6 月 17 日付厚生労働省発保第 0617001 号厚生労働省保険局長通知）第 6（7）に規定する厚生労働大臣への報告については、報告様式等を定め、別途通知発出を行う予定である。
- (2) 今般の国民健康保険広域化等支援基金については、財務省の予算執行調査

にて、都道府県において不要と判断される基金残高のうち国庫補助相当分については、速やかに国庫返納を行うこととの指摘を踏まえ、国庫返還及び基金の解散は以下の取扱いとすること。（別添参照）

ア) 平成 29 年度中の基金返還

平成 29 年度中に事業の実施予定が無く、市町村からの貸付償還も平成 29 年度末までに完了する場合であって、平成 29 年度末までの国庫返還及び基金解散が可能な場合、平成 29 年度末を待たずして基金事業を終了し、速やかに国庫返還及び基金解散を行うこと。

イ) 平成 30 年度以降の基金返還

上記ア) 以外のケースであり、基金事業終了後に事業精算処理若しくは市町村からの貸付償還が残る場合、これらの事務が完了した後、速やかに国庫返還及び基金解散を行うこと。

※ 「基金事業終了」とは、貸付事業・交付等事業の新規申請の受付の終了を指す。

(3) 基金残余额の国庫補助相当分の返還については、平成 29 年度に基金を解散する場合には、平成 29 年度の補正予算で対応し、平成 30 年度以降に基金を解散する場合には、解散する年度の当初予算で対応すること。

(4) 国民健康保険広域化等支援基金の造成に係る都道府県負担分については、地方財政措置が講じられていることから、解散後に生じる都道府県負担分は、国民健康保険事業に充当することが望ましい。

2. 平成 29 年度の国庫返還スケジュール（予定）

平成 29 年	夏頃	基金解散報告に関する通知発出
平成 29 年	11～12 月頃	基金解散報告書提出期限
平成 30 年	2 月～3 月頃	納入告知書等の送付
平成 30 年	4 月	国庫返還期限（注）

(注) 国庫返還期限は、平成 29 年度出納整理期間終了日とする。

※ なお、平成 30 年度以降の国庫返還に関するスケジュール等の詳細について、今後発出する通知等で周知する予定である旨を申し添える。

以上